

中国インターネット情報センター ドメインネーム争議解決弁法

2006年2月14日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中国インターネット情報センタードメインネーム争議解決弁法

(2006年2月14日中国インターネット情報センター発表)

第一条 インターネットドメインネームの争議を解決するために、関連の法律、行政法規および「中国インターネットドメインネーム管理弁法」の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法はインターネットドメインネームの登録または使用で引き起こされた争議に適用する。争議のあるドメインネームは中国インターネット情報センターが管理を担当するCNドメインネームと中国語ドメインネームに限られる。しかし、争議のあるドメインネームの登録期限が満2年となったものは、ドメインネーム争議解決機関は受理しない。

第三条 ドメインネーム争議は中国インターネット情報センターが認可した争議解決機関が受理し解決する。

争議解決機関は本弁法と「中国インターネット情報センタードメインネーム争議解決弁法手続き規則」に基づき、対応する補足規則を制定しなければならない。

第四条 争議解決機関は専門家グループにおける争議解決の制度を実行する。専門家グループはインターネットおよび関連の法律知識を備え、比較的高い職業道德意識を備え、独立かつ中立にドメインネーム争議に裁決を行うことのできる1人または3人の専門家からなる。ドメインネーム争議解決機関は、提訴者と被提訴者が選ぶことができる専門家の名簿をオンラインで公表する。

第五条 いかなる機関または個人も他人が登録済みのドメインネームと当該機関または個人の合法的な權益に衝突が起きていると見なす場合、みな争議解決機関に訴え出ることができる。

争議解決機関は訴えを受理した後、手続き規則の規定に基づき専門家グループを結成しなければならない。また専門家グループは本弁法および手続き規則に基づき、「独立、中立、迅速」の原則を遵守し、専門家グループ設立の日から14日以内に争議に対して裁決を行う。

第六条 ドメインネーム争議手続きで使用する言語は中国語とするが、提訴者と被提訴者に別途約定のある場合、または専門家グループがその他の言語を採用することを決定した場合を除く。

第七条 提訴者と被提訴者はそれぞれの主張に対する挙証責任を負う。

第八条 次の条件に適合する訴えは支持されなければならない。

(一) 訴えられたドメインネームと、提訴者が民事權益を持つ名称または標示が同じ、または混同をもたらすに十分な近似性を備える。

(二) 訴えられたドメインネームの所有者がドメインネームまたはその主要な部分について合法的な權益を持たない。

(三) 訴えられたドメインネームの所有者がドメインネームの登録または使用において悪意を持つ。

第九条 訴えられたドメインネームの所有者に次の状況の一つがある場合、その行為は悪意の登録またはドメインネーム使用を構成する。

(一) ドメインネームの登録または譲渡を受ける目的が民事権益の所有者である提訴者または競争相手に対して当該ドメインネームを販売、貸し出しまたはその他の方法で譲渡し、不当な利益を得ることにある。

(二) 他人が合法的な権益を持つ名称または標示登録を何度も自らのドメインネームとし、他人がドメインネームの形式でインターネット上で合法的な権益を持つ名称または標示を使用するのを妨げている。

(三) ドメインネームの登録または譲渡を受けるのが、提訴者の名声を損ない、提訴者の正常な業務活動を破壊、または提訴者との間の区別を混同させ大衆を誤解させるためである。

(四) その他の悪意の状況。

第十条 被提訴者が争議解決機関の送達した提訴書を受け取る前に下記の状況の一つがある場合、当該ドメインネームに対して合法的な権益を持つことを表すものとする。

(一) 被提訴者が提供する商品またはサービスの過程において、当該ドメインネームまたは当該ドメインネームに対応する名称を既に善意で使用していた場合。

(二) 被提訴者が商品の商標または関連のサービス商標をまだ獲得していないが、その所有するドメインネームが既に一定の知名度を持っている場合。

(三) 被提訴者が合理的に使用、または非商業的目的で合法的に当該ドメインネームを使用し、商業利益を獲得するために消費者に誤解を与える意図が存在しない。

第十一条 提訴者が同一の被提訴者の多くのドメインネームを対象として争議のある場合、提訴者または被提訴者は争議解決機関に多くの争議を一つの争議案件にまとめ、同一の専門家グループが処理するよう請求することができる。まとめて処理するか否かは専門家グループが決定する。

第十二条 専門家グループは関連の争議で裁決を出す前に、提訴者または被提訴者が専門家グループのメンバーと相手側当事者に利害関係があり、案件の公正な裁決に影響を与える可能性があると思なす場合、争議解決機関に対して専門家を回避する請求を提出することができるが、回避請求の根拠となる具体的な事実と理由を提出して説明、また挙証しなければならない。回避するか否かは争議解決機関が決定する。

第十三条 ドメインネーム争議解決のプロセスにおいて、ドメインネーム登録機関が争議解決機関の要求に基づいてドメインネーム登録および使用に関する情報を提供する場合を除き、中国インターネット情報センターとドメインネーム登録サービス機関はどのような身分または方法でも争議解決プロセスに参加しない。

第十四条 専門家グループは提訴者と被提訴者の提供した証拠および争議関連の事実に基づき、争議に対して裁決を行う。専門家グループは訴えが成立すると認めた場合、既に登録されたドメインネームの取り消し、または登録されたドメインネームを提訴者に譲

渡する裁決をしなければならない。専門家グループは訴えが不成立と認めた場合、訴えの差し戻しを裁決しなければならない。

第十五条 本弁法に基づき訴えを提出する前に、争議解決プロセスにおいて、または専門家グループが裁決を出した後、提訴者または被提訴者はいずれも同一の争議を中国インターネット情報センター所在地の中国法院に対して提訴することができ、また協議に基づき中国仲裁機関に仲裁を申請することもできる。

第十六条 争議解決機関がドメインネームの取り消しまたはドメインネームを提訴者に移譲するよう裁決したもので、裁決の公布日から満 10 日以内の場合、ドメインネーム登録サービス機関が執行する。しかし既に受理された関連の争議について被提訴者が裁決の公布日から 10 日以内に有効な根拠の証拠を管轄権のある司法機関または仲裁機関に対して提供した場合、争議解決機関の裁決は暫時執行を停止する。

暫時執行を停止した争議解決機関の裁決について、ドメインネーム登録サービス機関は状況に応じて次のように処理する。

(一) 争議双方が既に和解に達成したと証拠で表明されている場合、和解協議を執行する。

(二) 関連の起訴または仲裁の申請が既に差し戻し、または撤回されたと証拠で表明されている場合、争議解決機関の裁決を執行する。

(三) 関連の司法機関または仲裁機関が審判を行い、また既に法律の効力が発生している場合、当該審判を執行する。

第十七条 ドメインネーム争議解決の期間および裁決の公布から 10 日以内は、ドメインネームの所有者は争議状態にあるドメインネームの譲渡または取り消しを申請してはならないが、譲渡を受ける人が書面形式で争議解決裁定の拘束を受けることに同意している場合を除く。

第十八条 争議解決機関が専門のインターネットウェブサイトを構築し、オンラインの方式を通じて関連のドメインネーム争議の訴えを受理し、またドメインネーム争議関連の資料を発表する。しかし提訴者または被提訴者の請求を通じて、争議解決機関が発表後に提訴者または被提訴者の利益を損なう可能性があると認めた資料や情報は、発表しなくてもよい。

第十九条 中国インターネット情報センターはインターネットおよびドメインネームの技術の発展、および中国の関連の法律、行政法規、政策の変化といった状況に基づき、本弁法を改正することができる。改正後の弁法はウェブサイトを通じて公布し、また公布日から 30 日後に実施する。本弁法の改正前に争議解決機関に提出されたドメインネーム争議には新弁法を適用しない。

改正後の弁法は自動的にドメインネーム所有者とドメインネーム登録サービス機関との間に既に存在するドメインネーム登録協定の一部分となる。ドメインネームの所有者が争議解決弁法またはその改正後の文書の拘束を受けることに同意しない場合、速やかにドメインネーム登録サービス機関に通知しなければならない。通知を受け取った後、ドメインネーム登録サービス機関は 30 日の間はドメインネームサービスを保留する。30 日後には関連のドメインネームを取り消す。

第二十条 本弁法は中国インターネット情報センターが解釈の責任を負う。

第二十一条 本弁法は2006年3月17日から施行する。2002年9月30日に施行された元の「中国インターネット情報センタードメインネーム争議解決弁法」は同時に廃止する。